

静岡市市民活動促進基本計画(案)

タウンミーティング資料
 08/01/15 藁科公民館
 08/01/16 清水興津公民館
 08/01/17 長田公民館

静岡市

1 計画の位置づけ

静岡市市民活動の促進に関する条例(H19.4)

市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動

↓

市民活動の促進に関する施策を
 総合的かつ計画的に実施するための計画
 (市民活動促進協議会からの答申に基づき策定)

計画(案) 4頁

2 新しい公共

市民活動 ← 市民活動の促進が重要!

公共

営利企業 行政

公共をそれぞれが役割を果たして支える(新しい公共)

計画(案) 18頁

3 目指す姿

市民都市・静岡市

市民が、市民相互の協働や行政との協働を通じて、よりよいまちづくりに主体的、積極的に参画するまち

現在

計画(案) 4頁

4 促進指標

市民都市・静岡市

常勤・有給スタッフ1人以上のNPO数	75団体	110団体
NPO法人数	194法人	300法人
協働事業数	110事業	150事業

現在 → 4年後

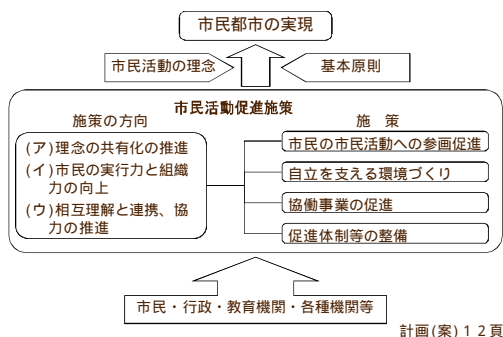
計画(案) 5頁

5 施策の方向

- 市民活動の理念の共有
- 市民の実行力と組織力の向上
- 相互理解と連携、協力の推進

計画(案) 11頁

6 施策の体系



6 - 1 市民活動への参画促進

市民一人ひとりの市民活動への参画の促進

(1) 市民活動への参画のきっかけづくり

例：各分野でのボランティア養成講座

NPO・ボランティアに関する理解啓発
など

計画(案)13頁

6 - 2 自立を支える環境づくり

市民活動の自立を支える環境づくり

- (1) 交流事業の開催
- (2) 市民活動のPR及び顕彰の促進
- (3) 情報収集・提供
- (4) リーダー、専門の人材の養成と確保
- (5) 市民活動における財政問題の調査・研究
- (6) 市民による市民活動の検証と評価の調査・研究

計画(案)14頁

6 - 3 協働事業の促進

協働事業の促進

- (1) 協働事業の促進
- (2) 教育機関、各種機関、企業等との連携の促進
- (3) 協働事業提案制度の充実
- (4) 協働事業の検証と評価

計画(案)16頁

6 - 4 促進体制等の整備

促進体制等の整備

- (1) 理念・ルールの共有と啓発
- (2) 活動拠点の整備
- (3) 促進組織の整備

計画(案)17頁

お問い合わせ

生活文化局市民生活部市民生活課

静岡市役所15階

TEL 054-221-1265

FAX 054-221-1538

Email seikatsu@city.shizuoka.jp

ホームページ 『静岡市の市民活動』

<http://www.city.shizuoka.jp/deps/simin/npoinde.html>